

自治大卒業生の声

自治大卒業生（平成30年度マネジメントコース）

埼玉県庁 美濃部 那津子

編集者注：本稿は、自治大校における研修の特長などについて、自治大校の卒業生が記したものです。

1 マネジメントコースとは

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで、私は総務省自治大校特別研修生（マネジメントコース）として過ごしました。

マネジメントコースとは、自治大校（以下「自治大」）における1年間の特別研修で、同校の基本法制研修A及び第1部課程等を履修するほか、実務研修として、研修の企画・運営や調査研究等の実務に参画するものです。1年間所属する自治体を離れ、自治大において研修と実務双方を経験することで、実践的に政策形成能力及び行政管理能力の向上を図ることを目的としています。

平成30年度の本コースには、北は北海道から南は熊本県まで全8名が参加し、うち5名が上半期に、私を含む残り3名が下半期に研修を履修する編成となっていました。

私は同コース期間中の10月22日から2月19日まで基本法制研修A第2期と第1部課程第131期を履修し、その他の期間は自治大の業務に従事しました。

2 教務部における実務研修

実務研修期間は、自治大の各部署に配属されることとなりますが、私は、研修の企画・運営を行う教務部に配属され、基本法制研修B及び第2部課程の企画・運営を担当しました（課程担当と言います）。

基本法制研修Bとは、2週間という短時間で基本法制の概要を把握する研修で、第2部課程受講者等が受講できるものです。

第2部課程とは、政令指定都市を除く市町村職

員を対象とした研修で、研修期間は約2カ月間。政策立案演習をはじめとする演習に多くの時間を割く構成で、自治体が抱える今日的な課題について、深く掘り下げる研修内容となっています。

基本法制研修Bは100名程度、第2部課程は80名程度の研修生がおり、課程担当は彼らの研修を支えます。個々の講義や演習を担当する教授陣は他にはおりますが、全般的な業務はこの課程担当が担うため、業務は広範囲にわたります。

課程担当の主な業務内容は、次のとおりです。
①研修の企画立案、②カリキュラム編成、③講師関係の調整、④入校決定、⑤教材発注、⑥研修に係る資料の作成、⑦各種オリエンテーションの準備・司会、⑧演習の班編成等の準備、⑨課題とりまとめ、⑩会場の準備、⑪研修生への事務連絡、⑫効果測定の準備・実施、⑬アンケートとりまとめ、⑭成績通知等です。

平成30年度は、大幅な研修カリキュラムの変更があり、講義、演習、式典すべてについて見直しを行いました。私は、4月～10月まで基本法制研修B第1期、第2部課程第182期、同課程第183期の運営を行いました。基本法制研修Bは、平成30年度に新たにできた研修であり、記念となる第1期の運営をさせていただいたことは、思い出深いです。

課程担当がほぼ1人で研修を全期間運営する、ということは、大きな責任を伴いますが、その分やりがいもありました。とりわけ、次期研修の企画にあたっては、研修生のアンケート結果を踏まえて、研修課目の新設・廃止や、特別講演・首長講演等の候補者を検討させていただき、結果的には実現しなかったものもありましたが、良い経験になりました。

業務時間外においては、第2部課程の皆さんと

交流することが楽しみの一つでした。地元の名酒・名産品を持ち寄りながら談話室で夜遅くまで語り合ったり、食事やカラオケに出かけたり、サッカーW杯をテレビで応援したりと、多くの時間を共有し、たくさん話をしました。

第2部課程第183期の卒業を見送ったわずか5日後には、私自身が研修生となり、第1部課程卒業まで、実務を離れました。

その後、再び教務部に戻り、課程担当の経験を活かして、第2部課程第185期の課程運営の補助、平成31年度の研修内容の見直し、各種手引きの改正事務をさせていただきました。研修生を経験したことで気づいた点は積極的に取り入れ、業務の改善に努めました。

3 基本法制研修A・第1部課程

前述のとおり、10月22日から2月19日までは、一研修生として基本法制研修A第2期と第1部課程第131期を履修しました。

研修内容の詳細は、既に他の卒業生が語っているため割愛しますが、基本法制研修Aでは基本法制課目の座学が中心となっている一方、第1部課程では、課題発見・解決能力や政策立案能力の向上に資する各種演習を中心に据えた内容となっています。それまで職員として関わってきた自治大の研修に、研修生として参加することは不思議な感覚だったと記憶しています。

4 マネジメントコースの意義

研修だけでなく実務を経験できるマネジメントコースを修める意義は、次の3点にあると考えています。

第1に、カリキュラム内容を検討し、関係各所と調整をすることで、調整能力や立案能力等の向上を図ることができる点です。平成30年度は研修内容の見直しに伴い、時間外勤務が多かったため、自分の精神的・身体的残業耐性がわかりました。仕事への向き合い方や仕事におけるプライオ

リティを見つめ直す良い機会にもなりました。

第2に、様々な方々と巡り合う機会に恵まれた点です。自治大で学ぶ自治体職員、講師として自治大に来られる民間企業の代表者、大学の研究者等、1年を通じて多くの方々に出会いました。

その方々に共通して言えることは、皆、バイタリティーに溢れ、仕事やプライベートで様々なチャレンジをしており、故郷を含む全国各地の地域に対して、熱い思いを持っているということでした。その人間力の高さに圧倒されました。

こうした人間的な魅力は、仕事をしていく上でも重要であると考えます。エビデンスに基づく政策立案も当然ながら大変重要ですが、実際にそれを実現するためには、コミュニケーション能力も重要です。時に困難に思われたことが、対応者の人間的な魅力によって、突破できてしまうことは現実の世界ではよくあります。

とりわけ、私が担当した基本法制B及び第2部課程の平均年齢は42歳。地元の自治体では部下と上司の間に立って、中堅職員として活躍されており、私の前を行く優秀な先輩方です。これまで自治体の様々な課題に取り組む中で培われてきた見識や、何事にも前向きに全力で取り組まれる姿勢を間近で拝見することができ、目指すべき職員像をイメージすることができました。人間性を磨き、魅力ある自治体職員を目指す意欲が向上するとともに、この1年で得たネットワークは大切な財産となりました。

第3に、将来の地方自治を作り上げる人材の育成に、末端ながら関わらせていただいたことで、人材育成の視点が生まれた点です。「これからの自治体職員に求められる能力とは何か、その能力を身に着けるために、今何を学ぶ必要があるのか…」と考えていくプロセスを通じて、私を自治大に送り込んでくれた派遣元の考えにも思いを馳せ、気を引き締めて研修に臨むことができました。今後もこの視点を大切に、常に自分に問いかけながら自己研鑽に励んでいきたいと考えています。

5 最後に

各都道府県がそれぞれの研修所を持ち、人材育成基本方針に基づいて研修を実施している現在、自治大の研修に参加することの必要性を感じない方もいらっしゃるかと思います。

しかしながら、自治大における研修は、全国の自治体職員と長期間寝食を共にして学ぶという他では得られない経験をすることができます。市町村職員の方々には、短期間であれば市町村アカデミーや、全国市町村国際文化研修所もありますが、県職員が県外の市町村職員や全国の都道府県職員と共に過ごす宿泊研修は、他には無いと思います。

同期間、所属の自治体で働いていたのでは決して得られなかった、数多くの交流を通じて、視野を広げることができます。

ここに来なければクロスすることも無かった、人と人の人生。自治大を行き交う様々な人々の力が合わさり、地方自治を推し進める原動力になると信じています。

1人でも多くの方が自治大に学校に関心を寄せてくださり、将来、自治大の研修生となって、この大きな「輪」の一員となつてくだされば幸いです。